三　前二号に掲げるもののほか、第三条第一項に規定する申請書に記載した事項（指定に係る病床種別ごとの病床数等を除く。）又は同項第二号に規定する書類に記載した事項に変更があつたとき。

四　保険薬局にあつては、オンライン診療受診施設と一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行うこととしたとき。

2～4　（略）

（保険医療機関の期限付指定の期限）

第九条の二　法第六十三条第三項第一号の指定に係る法第六十八条の二第一項の規定による三年以内の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　医療法第三十条の十八の六第六項の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかつた又は同条第九項の規定による都道府県知事の勧告を受けた（当該勧告に従つた場合を除く。）開設者又は管理者が開設又は管理する診療所が指定を受ける場合　三年

二　医療法第三十条の十八の六第九項の規定による都道府県知事の勧告を受け、前号の規定により三年の期限が付された又はこの号の規定により二年の期限が付された法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所の開設者又は管理者が当該勧告に従わず、当該診療所が再度の指定を受ける場合　二年

（登録の申請）

第十二条　法第七十一条の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を受けようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、様式第二号による登録申請書に医籍若しくは歯科医籍又は薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を確認することができる書類の写しを添えて、登録に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。この場合において、当該申請が法第六十九条の規定により法第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなされる登録に係るものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　病院又は診療所である場合　第三条第一項第一号及び第五号に掲げる書類

二　薬局（次号に該当するものを除く。）である場合　第三条第一項第一号に掲げる書類

三　薬局であつて、オンライン診療受診施設と一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行う場合　第三条第一項第一号及び第六号に掲げる書類

2　（略）

（保険医及び保険薬剤師に関する届出）

第十六条　保険医又は保険薬剤師は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

一　（略）

二　法第八十一条第五号から第七号までの規定に該当するに至つたとき。

2～4　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、第三条第一項に規定する申請書に記載した事項（指定に係る病床種別ごとの病床数等を除く。）又は同条第二号に規定する書類に記載した事項に変更があつたとき。

（新設）

2～4　（略）

（新設）

（登録の申請）

第十二条　法第七十一条の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を受けようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、様式第二号による登録申請書に医籍若しくは歯科医籍又は薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を確認することができる書類の写しを添えて、登録に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。この場合において、当該申請が法第六十九条の規定により法第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなされる登録に係るものであるときは、併せて、第三条第一項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2　（略）

（保険医及び保険薬剤師に関する届出）

第十六条　保険医又は保険薬剤師は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

一　（略）

二　法第八十一条第四号から第六号までの規定に該当するに至つたとき。

2～4　（略）